

王政復古期イングランドにおける軍隊の宿営問題

辻 本 論

ただいまご紹介いただきました辻本です。まず、配布史料がレジュメとは別になっておりますのでご確認下さい¹⁾。報告の中で私が史料を引用いたします際には、適宜こちらをご参照いただきたいと思います。

私は一七世紀後半のイングランドにおける軍隊、とくに軍と駐屯していた地域社会とのやりとり、相互関係について研究を行っております。本日の報告では、当時の軍隊が民間社会と接触する際の一つの重要な接点でありました軍の宿営と、それに伴って両者の間で生じるさまざまなトラブル、いわゆる宿営問題に注目しまして、その分析を通じてこの時期の軍隊と社会の関係について考察をしていきます。まず、報告の前提となる事柄をお話した上で、具体的な問題設定、分析に入っていきます。

はじめに、この会場にはイギリス史、軍事史のご専門で

ない方々も多くおられると思いますので、報告に先立って簡単に時代状況および関連する事実の確認をさせていただきます。この報告が扱いますのは、王政復古期、西暦でいえば一六六〇年から八八年まで、君主としてはチャールズ二世、ジェイムズ二世の治世にあたります。イングランドではこの時代に、現代にまでつながる常設の正規陸軍が成立しております、それは国王護衛のための近衛部隊 (guards) と、王国各地に配置された守備隊 (garrison) から構成されてきました²⁾。このうち近衛部隊は、国王が居住するロンドンおよびウィンザに通常置かれていました。一方、守備隊は各地の軍事拠点に置かれた防衛部隊のことで、一つの場所に恒常的に駐屯する守備隊固有の部隊と、各拠点を定期的に巡回、移動する機動部隊 (marching troops/company) からなっていました³⁾。軍隊の宿営は、こうした守備隊駐屯都市、さらにそれらを結ぶ街道沿いの多くの

都市において、イングランド中で広く見られるものでありました。

ところで、この時期の都市における軍隊の宿営を考える上で忘れてはならないのは、それが近代以降のように民間社会から隔離される形では行われていなかったということです。一七世紀後半のイングランド地方都市においては、兵士を収容するための専用の施設（兵舎）はほとんどつくられておらず、⁴彼らは民間人の生活領域に入り込む形で駐屯をしていました。兵士たちはたいていはインやパブリックハウスなど商業用の宿泊設備のある場所に滞在しましたが、⁵大規模な軍隊が置かれた都市の場合には、それだけですべての兵士を収容することはできず、彼らの一部が民家（private house）に宿泊することも珍しくはありませんでした。

こうして軍隊が民間社会の中で宿営をすると、当然のようにそこで民間人との間でさまざまなトラブルが生じます。それをここでは、宿営問題と呼ぶことにしますが、それが具体的にどのようなものであったのかをまずわかっていただくために、一つの事例としまして、一六八五年から八八年の間にヨークシャ南東部の港町キングストン・アポーン・ハル（以下ハルと呼ぶ）において生じた宿営問題を見ていきたいと思います。

実はジェイムズ二世の治世に重なるこの時期には、ハルだけではなくイングランド各地で宿営問題が頻発していました。この点については、後でその原因とともに詳しく触れることにしますが、さしあたっては、これからご紹介する事例が、この時期には他の地域でも広く見られたということを指摘しておきたいと思います。⁶

一六八五年から八八年までのハルにおいては、レジュメにも挙げましたように多くの連隊が駐屯しましたが、⁷いずれも宿営をめぐって都市住民との間で大きなトラブルを引き起こしました。このトラブルにはきわめて多様なものがあります。ここではそれを大きく二つに分けて、具体的な史料を引用しながら見ていくことにします。

まず、一点目として、住民の経済的負担に関わる問題、たとえば軍隊による宿営の割り振りの不均衡や宿営費の不払いが大きな問題でありました。史料の【一】と【二】を見ていただきたいと思います。

これはどちらも、ハルの市参事会による訴えの手紙から抜粋したものです。史料【一】は一六八五年一〇月にプリマス伯爵（ハルの守備隊長官（governor））に宛てて書かれたもので、兵士を受け入れるパブリックハウスがいかに苦しい状況にあるかを訴える手紙です。以下引用します。

兵士たちは次のように言い張っております。すなわ

ち、将校たちは彼らに、パブリックハウスにおいて宿営費を支払うことなくとどまるように命じていると。そしてまた、もしパブリックハウスの経営者が、「割りあてられた兵士を受け入れず、かつ」彼らの民家における宿営費を支払わないのであれば、パブリックハウスに戻り、そこで何も支払わずにとどまるように命じていると。それは、エールを販売、醸造する以外に生計を立てる術のない、そして自分たちで使うためのベッドしか持たない多くの貧しい人々にとってきわめて重い負担であります。……そのため「パブリックハウス経営のための」ライセンスを自ら放棄する者さえいるのです。

続いて史料【二】です。こちらは一六八八年四月にドーヴァ卿（ハル市の特別顧問 (high steward)）に宛てて書かれたものです。以下引用します。

日々繰り返される貧しい住民たちの不満の声にせがまれました、閣下「IIドーヴァ卿」にお手紙を差し上げます。彼らは、ダンバートン連隊とコーンウォール連隊のために相当な額の金を立て替えており、その総額は六〇〇ポンドを超えるほどになっていきます。

以上の二つの史料からは、ハルにおいてパブリックハウスの経営者たちが兵士を宿営費なしで受け入れることを

史苑（第七一卷第二号）

要求され、大きな負担となつてゐること、またそうした不払いや滞納によつて生じた軍の負債が、一六八八年には六〇〇ポンドという途方もない金額になつてゐることがわかります。

こうした問題に対しては、当然のように都市の役人たちが是正を試みるわけですが、そこで役人の介入に対して軍隊が反対や不服従を示すことが問題となりました。史料の【三】と【四】を見ていただきたいと思ひます。

史料【三】は、一六八七年末の市参事会議事についての覚書の一部です。以下引用します。

ダンバートン連隊所属の多数の兵士たちの宿営先となり、大きな負担を強いられる貧しい住民たちの激しい不満の声を受けて、参事会は本日会合を開き、軍の宿営を調整する方策を協議するのが妥当であると考えた。すなわち、コーンウォール連隊がここからヨークへ移動するとすぐに、空いた住宅にダンバートン連隊の一部を移して、負担がより公平になるようにしようとしたのである。しかし、レヴィソン中尉が他の二人の将校とともに参事会にやつてきて、激昂し脅すような調子で、コープリー中隊長からのメッセージを伝えた。すなわち（以下はレヴィソン中尉の発言内容）「市長、長官（IIコープリー中隊長）はあなたが勝手に兵員

王政復古期イングランドにおける軍隊の宿営問題（辻本）

の確認をするなど許されるはずがないと伝えるようにと、またあなたが国王からそうするように命令でも受けているのか確かめるようにと、私をここに送られたのだ……。

続いて史料【四】は、市参事会が、おそらくラングデイル卿（ハル守備隊長官。前述のプリマス伯爵の後任）宛てに送った手紙（一六八八年一月）の一部です。以下引用します。

私たちがばかりでなく、私たちのもで働く役人、治安官たちもまた侮辱され、職務遂行を妨げられています。そのため、法は然るべき機能を果たせず、私たちはみな混乱のきわみにあります。といいますのも、私たちに、国王陛下より賜りました職務を遂行する際に安全が保証されていないのです。それどころか、本来であれば私たちの守り手であるべき軍事部門の人々から侮辱を受け、襲われる危険にさらされています。

ここに示されているような軍の横暴なふるまいは、ここでは役人に向けてのものに限定して述べられていますが、もちろん一般住民にも向けられていました。

このように、軍隊の役人への不服従、そして彼らを含めた住民全体に対する暴力的行動や犯罪行為が宿営問題の二点目として挙げられます。

これまでの研究の多くにおいて、こうした宿営問題は、この時期の軍隊と社会の関係がいかに不安定で対立に満ちたものであったかを論じる際にしばしば取り上げられてきました。しかし、そこではいくつかのエピソードが断片的に紹介されるにとどまり、宿営問題自体を主題としてその原因や意味が深く分析されることはありませんでした。大半の研究は、意識的にであれ無意識的にであれ、軍隊と社会が対立し敵対する構造をあらかじめ想定し、そこにあてはめる形で、また、多くの場合その構造を証明しようとする目的で宿営問題を取り上げてきたわけですが。

しかしその一方で、最近のいくつかの研究は（これは私自身のものも含みますけれども）、軍隊と社会の間には実際にはいくつもの友好的、協力的な側面があったこと、とくにチャールズ二世期には両者が概して平穏な共存関係を築いていた点に注目して、この時期の両者の関係が単純な対立図式では描けないことを明らかにしています。つまり、近年においては軍隊と社会の関係について、これまで受け入れられてきた全体像が大きく揺らいでいて、現在その再検討が求められているといえます。

当然のように、そうした再検討を行っていくためには、軍隊と社会のさまざまな接点、またそこでのやりとりを改めて厳密に分析し直し、これまで対立という点を指摘する

だけで見逃されてきた両者の相互作用の実相を明らかにする必要があり¹⁵ます。この報告に引きつけていうならば、これまでのように宿営問題がみられたことだけを指摘して、軍隊と社会の関係が悪かったと論じるのでは、あまりにも単純で意味に乏しいのであって、この問題自体の内容や背景に踏み込んだ詳細な分析が求められているわけです。

以上のことを踏まえまして、以下の本論では次の四点すなわち、宿営問題はなぜ生じたのか、それはどのような対処されたのか、対処の効果はあったのか、またなかったとすればそれはなぜなのかについて分析を行っていきま¹⁶す。そして、それを通じてこの時期の軍隊と社会の関係の特徴を明らかにすることがこの報告の目的です。

それでは、まずはじめに、既に述べたような宿営問題がなぜ生じたのか、その背景から見ていき¹⁷たいと思います。検討すべき主要な背景としては、次の三点が考えられます。

まず一点目としては、政府の将兵に対する給与支払いの遅れです。とくに慢性的に財政が不安定であったチャールズ二世期、とりわけ戦時には、国庫から軍隊へのカネの支給が頻繁に遅れました。その結果、彼らが住民に対して宿営費を支払うことができないという事態がしばしば見られ

ました¹⁵。これがときに、住民の経済的損失を引き起こす要因の一つであったことは間違いないと¹⁶思います。

しかし、強調しておかなければならないのは、宿営問題が深刻化したジェイムズ二世期には、政府の財政状況はむしろ良好であつて、将兵への給与支払いは必ずしも悪化していなかったという¹⁶ことです。また、給与支払いの遅れは、宿営問題の中で軍隊の役人への反抗、住民への犯罪や暴力といった問題については、少なくとも直接的な原因と捉えることはできません。こうした点を考慮すれば、宿営問題のより根本的な原因は、これから述べていきますような別の点に求められなければならないと考えられます。

宿営問題の二つ目の背景として挙げられるのは、この時期には、軍隊の宿営を規律するための包括的な法やシステムが存在していなかったという¹⁷ことです。陸軍がまだ国王大権の排他的な管轄下にあった王政復古期においては、軍に関する議会制定法が¹⁷つくられることはなく、その規律は国王が定める軍律簡条 (articles of war) によって維持されて¹⁷いました。しかし、軍律簡条は基本的に軍隊内部の犯罪や係争を処理するためのもので、軍隊と民間社会のトラブルについてはほとんど規定がありませんでした。たとえば、一六八六年に出された軍律簡条は全六四条からなりませんが、そのうち宿営についての条項はわずか二つしか¹⁷な

く、しかもそれはどちらもごく大枠の原則を掲げているだけで、具体的なトラブルについて細かく規定するものではないありません¹⁸⁾。

では、そうした問題がどのように対処されていたのかといえば、それは公式の全国的な法によってではなく、大半は地域ごとの慣習的なルール、将校と役人との個人的な交渉によって決められていました。当然のように、そうしたルールは地域ごと、ケースごとに多様であったわけで、たとえばバブリックハウスと民家への宿営の割合をどうするのか、あるいは宿営費をいくらにするのかといった問題について、その取り決めは地域によって、また時期によってさまざまでありました。このやり方は、軍隊と民間社会の間でコミュニケーションがうまくとれている場合には、宿営問題について各地域の事情に合わせた柔軟な対応ができるという利点がある一方で、そのあいまいさゆえに、不満や異論を招きやすいという欠点も抱えていました。この点についてはまた後で触れたいと思います。

宿営問題の三つ目の背景として、これは二点目とも重要なところがありますが、そもそも軍隊と民間社会のそれぞれ¹⁹⁾の法および司法システム、これはミリタリー・ロー、コモン・ローと呼ばれますけれども、その二つが両者が重なる領域においてどのような関係になっているのか、つまり、どち

らがその領域を管轄するのか、どちらが優位なのかといった点がこの時期には不明確でありました。一応の原則としては、軍人と民間人との間に犯罪や係争が生じた場合には、被告はコモン・ローによって、またその法廷において裁かれることになっていましたけれども、その一方で、将兵が犯罪を犯した場合には、それが重罪でない限り、司法官吏は彼らを自らの権限で逮捕してはならないという非公式のルールがありました。つまり、将兵の民間人に対する軽犯罪を裁く際には、司法官吏はまず軍の指揮官に依頼をして犯人を逮捕してもらうか、あるいは自ら捕まえる場合には、彼らの許可を事前に得なければならなかったわけです。ここで検討の対象とする宿営問題の多くが重罪には該当しなかったこと、またたとえ重罪の場合であっても、軍の指揮官が概して自分の部下の逮捕や送致に消極的であったことを考えれば、宿営問題の解決には、軍と地域社会との良好なコミュニケーションと、それに基づく双方の自発的な協力が必要とされていたといえます。しかし、容易に想像できるように、両者は司法における優位をめぐってしばしば対立し、こうした双方にとって妥協的なルールが徹底されることはありませんでした。

このように、宿営を取り締まる厳密なシステムが不在の中で、では宿営問題が対処されることがないまま野放しに

されていたかという点、必ずしもそうではありません。すでに触れたように、この時期には、公式の法や制度によって一元的ではなく、非公式でパーソナルな協議によって個別的に、問題の防止・解決が図られていました。

たとえば、王政復古期にイングランド最大の守備隊駐屯地であったポーツマスでは、軍の宿営の細かな点（宿営費の額や支払いの頻度、兵士に提供される物資やサービスなど）が、守備隊長官と市長との間の契約（contract）によって決められていました^{②①}。また、軍隊とそれが駐屯する都市との間の協議や交渉は、多くの場合、その都市と特別なつながりや共通の利害を持つ将校によって仲介され、彼らの助力によって円滑な解決が図られました。一例を挙げますと、ハルでは一六七〇年末に、サー・チャールズ・ウィーラー率いる駐屯部隊が宿営費を滞納していることが大きな問題になりました。このとき、市の参事会はハルの守備隊長官代理（deputy governor）で市選出の下院議員でもあったアントニ・キルビに、部隊指揮官ウィーラーと話し合い、問題を解決してくれるように依頼しました。史料【五】は、その依頼に対するギルビの回答です。以下引用します。

本日、私はサー・チャールズ・ウィーラーに、彼の兵士たちがハルにおいてまだ宿営費を支払っていないことを伝えました。彼はその額がおよそ三〇ポンド

であることを認め、それを一四日以内に支払うことを約束してくれました。この約束がしっかりと履行されるよう、後でまた彼に催促しておきます^{②②}。

続いて、史料【六】をご覧下さい。これは一六八四年のチェスタにおける宿営の様子を報告するある将校の手紙の一部です。これについては読み上げませんが、この史料からは、町と密接なつながりを持つ守備隊長官の指導によって、この時期のチェスタにおける宿営が、軍隊、住民双方にとって満足のいく形で行われ、軍の側にそれをこれから先も継続しようという意思があることが読み取れます。また、史料【七】の（a）を見ていただきますと、ハルにおいてもやはり一六八五年以前には、軍隊と住民の間で宿営について基本的な合意が形成され、それが慣習として守られていたことがわかります。

このように、軍隊と民間社会の間のパーソナル、ローカルなコネクションと、それによって媒介される交渉が、とくにチャールズ二世期においては問題の解決に有効に機能していました。もちろんこの時期においても、とりわけ戦時には宿営問題は存在していたわけですが、それが決定的に深刻化することはまれであって、全体として見れば、軍隊と社会の関係は概ね平穏に保たれていたわけです。

こうして見てくると、当然の疑問として、一六八五年から八八年までに見られた極端な形の宿営問題がなぜ生じたのかという点が問題になります。²⁴⁾以下ではこの疑問に答えながら、すでに見たパーソナル、ローカルなコネクションに基づく軍隊―社会関係の限界について検討していきたいと思えます。

一六八五年以後の宿営問題の深刻化を理解するためには、ジェイムズ二世期に入ってからイングランド陸軍が経験した二つの大きな変化を考慮する必要があります。

一点目は、軍隊の規模が倍増したということ、その兵力はチャールズ二世の晩年には九〇〇〇弱であったものが、ジェイムズ二世期にはおよそ

【表1】 ハル守備隊の構成 (1661, 1687/8 年)*

	1661	1687/8
守備隊固有の部隊	600 (6)	50 (1)
機動部隊	0	550 (11)
計	600 (6)	600 (12)

*表中の数字は兵士のみの数。括弧内は中隊数を表す。

(TNA, SP29/38/50; WO5/3; WO24/8; British Library, Add. MS 38695, f.27 より報告者作成)

二万にまで拡大しました。²⁵⁾その結果、軍隊を受け入れる都市の負担もまた増大することになりました。また同様に重要な変化として、この時期に、軍隊とそれが駐屯する地域社会との間のコネクションがきわめて弱くなった点が挙げられます。表【一】をご覧下さい。

この表は、一六六一年時と一六八七／八年時のハル守備隊の構成を比較した表です。一見してわかるように、一六六一年にはすべてが守備隊固有の部隊であったのに対して、八七年から八八年には、守備隊のほとんどが機動部隊で占められています。守備隊固有の部隊は通常、地元の人間で構成され、基本的にずっとそこにとどまるのに対して、機動部隊は外からやってきて、駐屯地に一時的にとどまるだけの部隊です。したがって、この構成の変化は、明らかにハルにおける軍隊と民間社会のつながりが弱くなっていることを示しています。

さらに注目すべきは、駐屯する軍隊の最高責任者である守備隊指揮官のポストに、地域社会とのコネクションを必ずしも持たない人物が数多く任命されるようになったことです。ジェイムズ二世は、自身の軍隊が豊富な軍事知識と経験を持つ職業軍人によって占められることを望み、将校団を大きく変革しました。²⁶⁾ハルについていえば、この時期に守備隊の実質的な最高責任者であり、さきほど引用

史料にも登場しましたコープリ守備隊副長官 (lieutenant governor) は、陸軍で長年キャリアを積んできた人物で、その前任者であるアントニ・ギルビとは対照的に町と特別なつながりを持たず、その利害にもほとんど無関心でありました。こうして、一六八五年以後にあつては、それまで軍隊と社会の関係を維持する要であつた両者の間のパーソナル、ローカルなコネクションとそれによつて促進される協力関係がきわめて弱体化してしまつていたわけだ。

こうしてジェイムズ二世期には、宿営問題を取り締まる厳密な法やシステムが存在しないことによる弊害が顕著に現れることになりました。これまでのように軍隊と民間社会がコネクションを通じて相互に自発的に歩み寄ることがない状況下では、あいまいで例外の多い慣習的なルールは、秩序だった宿営を保証するどころか、むしろ両者が異なつた解釈をする、あるいはルールそのものに対して異論を唱えることを助長し、対立を生み出すことになりました。

たとえば、パブリックハウスにおける宿営費をめぐる対立について、史料【七】の (a) から (d) をご覧下さい。住民側は (a) と (b) に示されているように、これまでに宿営に際しては、パブリックハウス、民家を問わず慣習的につねに週八ペンスが支払われてきたのだからこれからもそれを守るべきだという主張を展開しました。それに対

して軍人たちの側には (c) や (d) に示されているように、パブリックハウスでの宿営の場合には「宿代」を支払う義務は生じないという共通理解があつて、彼らはその点を、(e) のようにハルの慣習の特殊性に言及しつつ、強硬に主張していたわけだ。

また、パブリックハウス／民家の割り振りという点でいえば、これまでの慣習通り民家にも宿営するよう求める住民側に対して、軍の側は (f) に示したように、ほかの多くのイングランド都市ではそのやり方は見られず、原則としてはあくまでパブリックハウスへの宿営しか許されないのだとして、すべての将兵をパブリックハウスに泊めることを求めていました。そしてそうした要求の背後には、史料【三】で見たように、軍の側に、宿営の配置や移動の権限を自分たちの独占物とみなす、これまた（擁護するにせよ論駁するにせよ）明確な根拠を見出すことが難しい主張が存在していました。

これらは対立する多くの論点のうちの一部に過ぎませんが、いずれの場合にも、慣習的なルールがそのあいまいさゆえにどちらの側も納得させられず、しばしば一方の側が自己の利益を強引に追求するという結果を生みました。このような事情が、両者の対立の根本にはあつたわけです。

さらに、慣習的なルールは確固たる法的根拠を持たず、

そのため十分な強制力を持ち得ませんでした。その結果、主に軍の側でルールを簡単に破る、無視するといった行動がしばしば見られました。それは、国王の裁定が加わった場合ですら例外ではなく、たとえば一六八七年九月に、コーンウォール連隊がハルに到着したとき、彼らは住民の要求通り週八ペンスを支払って民家に泊まるよう国王から命令を受けていましたが、その命令は実に簡単に破られています。史料【一八】は、そのときの住民側の訴えの文書の一部です。以下引用します。

国王陛下は、コーンウォール連隊をヨークからハルに移動させるにあたり……プリマス伯爵に、兵士が以前のように民家に宿泊できるよう準備を整えるようにと、また兵士たちには週八ペンスを支払わせるようにとお命じになりました。……「しかし」コーンウォール連隊が到着すると、陛下のご命令はコープリー中隊長によってなおざりにされ、従うところか異議が唱えられるありさまです。宿営費は、肉屋、パン屋、靴屋にしか支払われず、その他のすべての民家と、ブリックハウスには一ペンスも支払われておりません……。このように、ひとたび軍隊と民間社会のコネクションが失われた場合には、宿営問題は、それを効果的に取り締まる法やシステムが不在であるがゆえに調整が困難となり、その結果顕著な形で現れ、持続することになったわけです。

以上の検討を踏まえまして、結論に移りたいと思います。この報告の目的は、王政復古期の宿営問題を詳しく検討することを通じて、この時期の軍隊と社会の関係について考察することでした。これまでの研究では、宿営問題の存在から両者の対立・緊張関係がそのまま強調されてきたわけですが、本日報告させていただいた分析を踏まえるならば、この解釈はただ単純過ぎるというだけではなく、部分的には誤っているとさえいえることができます。

王政復古期の大半の時期、宿営問題はそれを取り締まる法やシステムが未整備であったにもかかわらず、軍隊と地域社会の間のコネクション、またそれを通じての両者の不断の交渉によって、概ねうまくコントロールされています。しかし、ひとたびそのコネクションが機能しない、あるいは取り去られてしまったとき、その状況はジェイムズ二世期に最も顕著に現れたわけですが、宿営問題はコントロールされ得ず、一気に表面化、深刻化することになったわけです。

このように、宿営問題の分析を通じて見えてくるのは、王政復古期の軍隊と社会の関係がいかにパーソナル、ローカルな結びつきに強く依存していたかということです。常設の軍隊が成立してまだ間もないこの時期には、軍隊をめぐるあらゆる問題が法的に明確に定義、解決されないまま残されていました。軍隊と社会の関係もまた例外ではなく、

それは実際の接触の中で個別的、経験的に処理されなければなりません。こうして、王政復古期における軍隊と社会の関係は本質的に不安定であったわけですが、とはいえ、そうしたパースナル、ローカルな結びつきを軸とする関係のあり方が、この時期の大半を通じて破綻することなく機能していたことは強調されねばなりません。

若干の展望を含めた話をさせていただくならば、名譽革命後、宿営をはじめとして軍隊と社会の関係に関わるさまざまな事柄が、漸進的にはあれ議會制定法の形で厳密に規定されていくこととなります。ただし、それは両者の関係がパースナルなものからシステムティックなものへ、インフォーマルなものからフォーマルなものへと完全に變化したということではおそらくはなく、それまでの関係において軸となっていたコネクションという要素はそのままに、それに付け加わる形で法的枠組みが整備されていったのだと理解すべきだろうと考えます。一八世紀においては、この二つの要素が相互補完的に併存することによって、軍隊と社会の関係はより効果的に制御されていくことになったと考えられます。

以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

注

(1) 報告中に引用した史料はすべて本文中ないし注において

示してある。

- (2) 一六六〇年以降、政府によって陸軍を構成するすべての部隊の編成リスト (establishment list) が作成されるようになり、この史料によって軍の構成を確認することができむ。
(The National Archives (以下 TNA), WO241-.)
- (3) この時期の守備隊の配置、そのうち主なものの規模については、辻本論「王政復古期イングランドにおける都市・城砦守備隊」『史学雑誌』一一九編一一号(二〇一〇)・六七頁を参照。
- (4) この時期の兵舎については、James Douet, *British barracks 1600-1914: their architecture and role in society* (London, 1998), ch. 1 を参照。
- (5) もっとも、ハブリックハウスの中には、史料【一】にも述べられているように、宿泊設備を十分に、あるいは全く持たないものもあった。
- (6) この点について詳しくは、Satoshi Tsujimoto, 'Restoration garrisons, 1660-1688: the English army in national and local context' (unpublished PhD thesis, University of Cambridge, 2010), ch. 6 を参照。
- (7) ジェイムズ二世期にハルに長期間駐屯した連隊のうち主なものは、ハンティンドン伯爵連隊、オーグルソープ連隊、ダンバートン連隊、コーンウォール連隊、モンゴメリ子爵連隊(時期順)。
- (8) Hull City Archives (以下 HCA), BRL2759a, f. 1r, Mayor of Hull to Earl of Plymouth, ? October 1685. 引用文中の〔 〕は引用者による補足。以下同。
- (9) HCA, BRL2759a, f. 39v, Mayor of Hull to Lord Dover, 6

王政復古期イギリスにおいての軍隊の宿営問題 (辻本)

April 1688.

- (10) HCA, BRL2759a, f. 31v, 31 December 1687.
- (11) HCA, BRL2759a, ff. 32r-v, Mayor of Hull to Lord Langdale, 2 January 1688. 宛て先のごとくは記載がないが、手紙の内容からトレンタール卿に向けて書かれたものと思われる。
- (12) たよへは⁴ John Childs, *The army of Charles II* (London, 1976), pp. 87-89; Childs, *The army, James II and the Glorious Revolution* (Manchester, 1980), pp. 85-91; M. J. Short, 'The political relationship between central government and the local administration in Yorkshire 1678-90' (unpublished PhD thesis, University of Leeds, 1999), pp. 298-305.
- (13) たよへは⁴ Andrew Coleby, 'Military-Civilian relations on the Solent 1651-1689', *Historical Journal*, 29-4 (1986), pp. 949-961; John Miller, *Cities divided: politics and religion in English provincial towns, 1660-1722* (Oxford, 2007), p. 122; Satoshi Tsujimoto, 'Anthony Gilby and civil-military relations in Kingston-upon-Hull, 1660-81', in Kazuhiko Kondo & Miles Taylor (eds), *British history 1600-2000: expansion in perspective: proceedings of the 6th Anglo-Japanese Conference of Historians* (London, 2010), pp. 225-236.
- (14) このように、軍隊と社会の関係を、多様な史料の発掘・利用と厳密な史料批判に基づく分析とによって実証的に見直そうとする姿勢は、国を問わず、現在の軍事史全体の潮流に合致するものである。たよへは⁴ ラルフ・ブレイヴェ (鈴木直志訳)「ドイツにおける近世軍事史研究の二〇〇年

(一九〇一—二〇一〇年)——研究コンセプト・方法・研究領域——『国際シンポジウム『新しい軍事史』の課題と方法』ヨロロン・アジマ・日本』講演、於駒澤大学(二〇一〇)を参照。

(15) たよへはメリックでは、チャールズ二世期の三度の戦争(一六六五—一六七七、一七四七—一七八八)のいずれの期間においても、給与支払いの遅れによって窮乏する将兵に対して、町が多額の融資および負債返済の猶予を行って彼らの生活を支えつづけた。(Berwick-upon-Tweed Record Office (以下 BuTRO), BU/13, ff. 25v-26r.)

- (16) 一六八五年、議会は「ヘイトムス二世世に対して」、チャールズ二世と同様の平常収入(終身)のみならず追加の税収入も認め、その総額は年間二〇〇万ポンドにも届くほどであった。(C. D. Chandaman, 'The financial settlement in the parliament of 1685', in Harry Hearder & H. R. Loyn (eds), *British government and administration: studies presented to S. B. Chrimes* (Cardiff, 1974), pp. 148-154.)
- (17) 軍隊が国王大権の排他的な管轄下にもあるべき原則は、一六六一年の民兵法(The Militia Act)の前文において明記されている。(13 Car. II. stat. 1, c. 6.)
- (18) Clifford Walton, *History of the British standing army, A.D. 1660-1700* (London, 1894), Appendix LIII, pp. 808-820.
- (19) 本段落(11)のちの議論を、Childs, *The army of Charles II*, pp. 78-80 に依っている。
- (20) Staffordshire Record Office, D (W) 1778/V/1407, f. 6r.
- (21) HCA, BRL819, Anthony Gilby to Mayor of Hull, 17 January 1671.
- (22) 「私は「チェスタの」町からまったく予想もしていなかっ

た歓迎を受けました。兵士たちはみな大家の同意を得て適切に宿営しており、兵士たちに食べ物と飲み物、宿を提供することで、彼らには週二シリングが与えられています。市門の鍵は早く私に届けられ、警護隊のために一軒の家が割り当てられました。……守備隊長官は思慮深くも、国王陛下に齒向かう者たちを滅ぼすのではなく改心させるよう努めております。私も彼のよき例にならって、町の人々とうまくやっていきたいと考えています。」(Historical Manuscripts Commission, *Calendar of the manuscripts of the Marquess of Ormonde*, K. P. preserved at Kilkenny Castle, new series, 8 vols (London, 1902-20), vol. 7, p. 229, Charles Murray to Earl of Arran, 3 May 1684.)

(23) 「*じゅふさむ* オーグルソープ連隊がやってくる以前においては、ある連隊なり中隊なりが町に到着するとすぐに、貧しい層の住民たちが通りで彼らを迎え、自分たちの家を受け入れるというのが決まったやり方でありました。そこで兵士たちは宿だけでなく、「調理や暖をとるための」火、蠟燭、スモールビール、洗濯「のサービス」、塩、胡椒、酢、これらすべてをわずか週八ペンスで提供されておりました。そして、兵士たち、貧しい住民たちともにそうしたやり方に十分に満足しておりました。」(HCA, BRM380, Mayor of Hull to Lord Langdale, ?December 1687.)

(24) この時期の宿営問題は、しばしばジェームズ二世の「専制的な」意図と結びつけて説明されるが、同問題に対するジェームズの対応を見る限り、それを原因とみなすことは難しいように思われる。この点について詳しくは、Tsjimoto, 'Restoration garrisons', pp. 258-264 を参照。

(25) Childs, *The army, James II and the Glorious Revolution*, pp. 1-2.

(26) *Ibid.*, pp. 39-43, 204. チャイルズは「こうして大量に雇用されるようになった職業軍人たち(植民地やアイルランドなど、イングランド外で長年勤務してきた人々を多く含む)がイングランドの法に対して十分な配慮を示さず、この時期の軍隊・社会関係を悪化させる一つの要因となったこと」を指摘している。(*Ibid.*, p. 102.)

(27) コーブリの経歴については、S. S. Webb, *The governors-general: the English army and the definition of the empire, 1569-1681*(Chapel Hill, 1979), Appendix no. 115 を参照。

(28) ルルにおおむねギルムのコネクション、おおよそ軍と臣の中介役としての彼の役割については、Tsjimoto, 'Anthony Gilby' を参照。

(29) この点については詳しくは、Tsjimoto, 'Restoration garrisons', pp. 130-131, 255-256, 281-282 を参照。

(30) (a) については前注23を参照。

(b) 「どうか理解していただきたいのは、およそ二年前にロンドン伯爵連隊がやってくるまでは、兵士たちは民家と同様、パブリックハウスにおいても頻りに週八ペンスを支払っていたと主張します。」(HCA, BRL2759a, ff. 34v-35r, Mayor of Hull to Bishop of St. David's, 10 January 1688.)

(31) ジェームズ二世期の後半には市の有力な相談役であった、セントデイヴィッドス主教トマス・ワトソンはルルの出身だが、その時から今まで、兵士が「パブリックハウスに宿営する際に」宿代を支払わなくてはならないという話は聞いたことがありません。」(HCA, BRL2759a, ff. 1v-2r, Earl of

Plymouth to Mayor of Hull, 19 October 1685.)

(29) 「これは私の現在の意見ですが……もし兵士たちがすべての食事を大家から提供され、それに対して金を支払っているのであれば、それ以上払う必要はありません。しかし、兵士たちが食料を自分たちで購入し、これまで民家の宿営において週八ペンスで提供されてきたものだけを受け取っているのであれば、彼らは一人につき週八ペンスを支払わなければなりません。」(HCA, BRL2759a, ff. 12v-13r; Earl of Plymouth to Mayor of Hull, 24 November 1685.)

(32) 「私は、兵士たちを、ブリックハウスから移動させるとすぐに、事後請求が生じないように将校たちに宿営費の清算を命じました。[そのとき]人々はみな、兵士に貸している金はないと言っておりましたし、ブリックハウス経営者の何人かは、清算に「同意し」署名をしておりました。ところが、市長は役人の一人を派遣して彼らがそうすることを禁止し……彼らすべてに対しても、民家においてなされているのと同じように「飲食費とは別に」週八ペンスが支払われるようにすると約束したのです。……これがいかに不合理なものであるか、これから閣下〔ハンティンドン伯爵〕にご説明いたしましょう。まず第一に、そのようなことはイングランドのどの地域においてもなされ得ず、また知られてもおりません。」(Huntington Library, Hastings MS 9385, Major Charles Morgan to Earl of Huntingdon, 20 November 1685.) 引用文中の下線は引用者による。チャールズ・モーガンはハンティンドン伯爵連隊の少佐。

(33) 「将校たちは次のように主張しております。この町〔ハル〕とポーツマスを除く他のすべての町では、兵士たちはパブ

リックハウスにおいて受け入れられている。〔同じ〕彼らが〔その義務を〕免除されていくはずはない。……。」(HCA, BRL2759a, ff. 16v-17r; Mayor of Hull to James Kynvin, 1 November 1686.) ジェイムズ・キンヴィンはハル市の顧問弁護士。

(34) 都市における軍の宿営の配置や移動について、都市役人の権限が軍の指揮官に優越するという原則が確立、徹底されていくのは名誉革命後のことであり、それまでは両者の間でしばしば対立が見られた。一例として、一六七〇年のペリックにおける、市長と駐屯する軍将校との間の論争を参照。(Butt, B9/1, ff. 105r-106r.)

(35) HCA, BRL2759a, ff. 30r-31r; Mayor of Hull to James Kynvin, 30 December 1687.

(36) こうした軍隊と社会の間のパーソナル、ローカルな結びつきについて詳しくは、辻本「王政復古期イングランドにおける都市・城砦守備隊」、とくに第三節を参照。

(37) そもそも常設の正規陸軍の存在自体、議会制定法の形で認められるのは名誉革命以後のことである。この過程については、辻本論「イングランドにおける常備軍の成立—ウィリアム三世期の常備軍論争」『歴史学研究』八一九号(二〇〇六)、一一二二頁を参照。

(38) 一六八九年から連続的に(一七〇一年以後は毎年)制定・更新されていく「軍律法(The Mutiny Act)」を参照。

*本報告は、平成二二年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員PD)